



気仙沼市の災害支援に 行ってきました



沿岸部の集落はどこも津波被害を受けている(写真:松崎浦田地区)

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、沿岸部のいたるところが壊滅的な被害を受けた関東から東北地方一帯。黒潮町と縁のある町のひとつである宮城県気仙沼市に町職員が支援活動に行ってきたので、以下に報告します。

◆はじめに

今回の活動中に会った被災地の多くの方のメッセージは「この様子を高知で伝えてください」でした。

また、現地で強く思ったことは「これが未来の黒潮町の姿なのか」ということでした。本当に他人事ではないという思いを胸にとどめながら、日々活動をしてきました。

◆活動の概要

3月16日に出発した支援隊第1便の主な任務は、次の2点であり、活動内容は図1のとおりです。

◎黒潮町に関係する方の親族などの安否確認(現地での情報収集作業)

◎物的支援などの情報収集(どのような支援を必要としているのかを調査するための先遣隊)

第2便で大西町長も黒潮町建設協会の方と支援物資とともに現地入り(現地滞在期間3月19日～22日)し、水産の町の被害を目の当たりにしました。

◆市役所の状況

十分な連絡が取れぬまま現地入りしたのですが、黒潮町から来たということで気仙沼市役所の受け入れは手厚く、被災後間もない混乱期にもかかわらず、市役所の1室を提供してくれました。現地入り

した夜からその会議室に寝泊りし、活動拠点とすることができました。

市の災害対策本部は早朝6時から打ち合わせを行い、24時間体制の避難所や支援物資の受け入れなど各担当の持ち場に出発し、夜昼なく災害対応に追われていました。

被災直後は住民を優先するため、職員の食糧がほとんどなく、初期の2～3日はビスケット1枚やおにぎり1個で1日を過ごすなど、ほぼ不眠不休で活動していたとのことでした。

◆気仙沼港や漁協の被害

大津波と津波火災に襲われた気仙沼港周辺は、いたるところで建物が破壊され、何百

トンもある船が陸に打ち上げられているなど、考えられない光景ばかりで、自然の力のものすごさを知ることになりました。



大きな船が陸上や湾内のあちこちに座礁

漁協職員の話によると、避難場所になっている漁協の屋上に避難し、津波は避けることができたそうです。しかし、その後の火災によりあちこちで爆発し始め、命の危険を感じ津波が完全に引くのを待てず、腰の高さまで海水に浸かりながら山側まで避難したそうです。あまりの出来事に普通ならありえない行動をとらざるを得なかったのです。

◆水産業災害対策本部

3月20日には、水産業関係者の災害対策本部設立に向けての第1回目の会合が漁協の

【図1】

3/17	宮城県気仙沼市着 持参した支援物資(水、食糧、毛布など)の引渡し 各避難所や安否確認依頼先の訪問活動
3/18	被害調査(気仙沼市内) 支援ニーズ調査と黒潮町の支援本体への情報 伝達および調整
3/19	気仙沼港にて水産庁からの物資(軽油)の陸揚げ・ 被害調査(気仙沼市内)
3/20	水産業災害対策本部設立に向けた会合に出席 軽油受け入れ作業(建設協会の派遣員も含む) 食糧などの支援物資および建設協会提供のプ レハブ引渡し 被害調査(気仙沼市内)
3/21	終日被害調査 (気仙沼市内～岩手県陸前高田市)
3/22	支援物資荷卸しの支援 被害調査(気仙沼市内)
3/23	浸水した市役所の片付け支援(書類出し作業) 被害調査(気仙沼市内)
3/24	一次産業災害対策本部会議に出席 現地でのレポートを市長に提出 栗原市に宿泊し、内陸部の状況などを聞き取り

会議室で行われました。正確な数ではありませんが、300名くらいは参加していたと思います。会議の後、お互いの無事を確認し合う姿が印象的でした。



水産業復興に向けての気仙沼市長の話聞き入る大西町長

3月24日には、水産業災害対策本部の組織体制を決める会議が開催され、近海とカツオの水揚げを6月に再開することを当面の目標に掲げ、復興を目指すことが確認されました。

ただ、電力、製氷、箱類、加工、小売、エサ、運送など、関連する業種が多いうえ全てが機能する必要がある、不安な点は否めません。しかし、約7万4千人の市民の約7割が水産業に携わっているという地域柄、水産業の復興なくしてまちの復興はないという思いで、ともかく前に向いて進もうという姿勢に大きな可能性を感じたことでした。



建設協会の提供で気仙沼市に寄贈したプレハブを自衛隊が設置

◆住民の生活状況について

避難者数は滞在最終日の情報では、約1万5千人ということでした。各地域で100カ所近くの避難所に分散して不自由な生活を送っています。

また、避難生活が長引くだけでなく、学校などが始まることから避難所を集約していくかざるを得ない状況もあり、避難所を担当している市役所の方は住民の皆さんの負担がさらに増えることも心配していました。

気仙沼市に限っては、高台の住宅はほとんど被害が見受けられず、「震災」というより「水災(津波災)」という状況で、家族と共に家財の全てを失った低地の方たちとの被害の差が大きいと感じました。

そして超広域と呼ばれる今回の災害の大きな特徴として、さまざまな通信手段の被害による情報不足(連絡が取れない・行政情報がない・外部への有効な支援要請ができないなど)と燃料がないことから移動が困難化する(家族を探しに行けない・被災地外へ買出しに行けないなど)といった現代社会の生活様式が住民生活に二次的に大きな被害を与えることを知りました。

◆活動を終えて

大きな支援はできませんでしたが、現地に行かないと確認の取りようがなかった方の安否が確認できたことや、持参した通信機器(衛星携帯電話)を有効活用していただけたことは、この活動の大きな収穫だったと思います。

また、市役所の方たちと行動を共にできたことや、地域の方のお話を伺えたことは、これから先大きな意味を持つのだろうと思います。そして、これからも気仙沼市の復興を応援すると共に、その道程に注目し、未来の備えに生かす義務があると感じています。

建設協会へ感謝状

上記の報告のように、気仙沼市への救援物資輸送にあたり、トラックの運転やプレハブハウスの提供などご協力いただいた黒潮町建設協会に感謝し、4月19日、大西町長より感謝状を渡しました。



感謝状を受け取る建設協会・土居会長

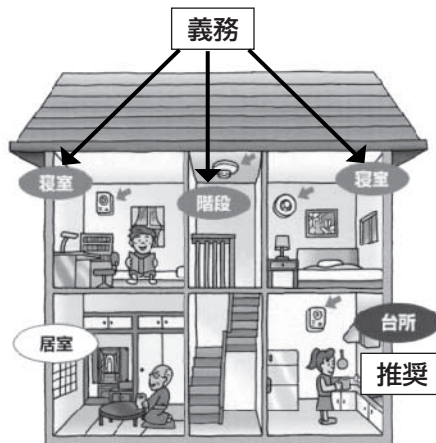
設置期限まであと1カ月!! 住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

住宅用火災警報器を一般家庭では平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

(新築や改築をする住宅は平成18年6月1日から設置が義務化されています。)

設置義務化の期限まであと1カ月を切っていますので、火災の脅威から「生命」や「財産」を守るためにも、1日も早い設置をお願いします。

住宅用火災警報器は、右図のように、寝室および1階以外に寝室がある場合はその階の階段上に設置してください。また、義務ではありませんが、台所などへの設置もおすすめします。



《設置イメージ図》

このページの記事に関するお問い合わせは、以下にお願いします。【本庁】総務課消防防災係 ☎43-2112(直通) 【佐賀支所】地域住民課総合窓口第一係 ☎55-3113(直通)